

## [第1章 総則]

第1条 校訓及び自治の精神にもとづき、生徒としての本分を尽くし、学問の研修・人格形成に努めるとともに、各個人は常に学校を代表しているとの自覚の上に立って行動する。

第2条 本校生徒は、学則及び本心得をよく理解し、実践する。

## [第2章 礼儀]

礼儀は、相互の人格を尊重していることを表す第一歩である。常に品位ある生活態度を心掛ける。

第3条 来客、教師等に対しては会釈し、明瞭丁寧な言葉を用いて応接する。

## [第3章 校内生活]

学校は自治生活の場であると同時に、共同生活の場でもあるので、自己本位の行動は慎む。相互に尊敬しあい協力しあって、正しい秩序のもとに学業に励み、人格の向上に努め、責任ある行動をとる。

第4条 授業開始の前に教室に入り、静かに待つ。

第5条 登校後下校までは原則として外出してはならない。その必要がある場合は、生徒手帳の所定の欄に記入し、HR 担任またはそれに代わる教師の許可を得、所在と行動を明らかにし、帰校後は、HR 担任またはそれに代わる教師に報告する。

第6条 校舎外に上履きのまま出ること、校内で自転車を乗りまわすこと、公共物への落書き等の行為は行わない。

第7条 校舎内外にある学校備品の使用・移動・破損・紛失などは、関係教師に届け出てその指示に従う。破損・紛失は場合によっては弁償の義務が生じることがある。

第8条 生徒は特別の場合を除き、昇降口より出入する。

第9条 電話使用は緊急の場合のみとし、教師に許可を得て職員室にて携帯電話を使用すること。また電話のとりつきは、緊急の場合以外に行わない。又、携帯通信機器等の使用は許可制とする。

第10条 火気類を使用する場合は、教師の許可を要する。火気には十分に注意し、火災を防ぐよう留意する。

第11条 校内における金品の拾得、又は紛失は直ちに届け出る。

第12条 昼食は特別の場合を除き、HR 教室でとる。

第13条 放課後の在校時限は 18:30 までを原則とし、それ以後残留する場合は関係教師の許可を得る。  
(但し、土曜日は 14:30)

第14条 日曜、祭日、休暇中の校舎・校具運動場の使用については、関係教師を通して所定の様式で届け出て、学校長の許可をうける。

第15条 次の事を行う場合は、所定の手続きを行い、関係教師の許可を受けて、その指示に従う。  
掲示、印刷、印刷物配布、放送、集合、金品の徴収、各種の対外活動、対抗試合、催しもの等。

第 16 条 学習に不必要な物品は所持しない。貴重品はできるだけ持参しない。止むを得ず持参した場合には、HR 担任に預ける。

第 17 条 友人間の金品貸借は行わない。

第 18 条 友人、知人等の来訪者があった場合は、関係教師に届け出て許可を得た後、 所定の場所で面会する。

第 19 条 部室の使用規定を次のように定める。

- 1.部室の使用は始業前、及び放課後とする。
- 2.部室内には部活動に必要な物品のみ置くこと。
- 3.部員以外の者がみだりに部室内に立ち入ることを禁止する。
- 4.団体生活の規律を重んじ、日課時限を厳守し行動すること。
- 5.部室を使用していない時は必ず施錠、消灯する。
- 6.学校の備品等を無断で持ち込んではならない。
- 7.常に整理整頓、美化に注意し、必要に応じて清掃する。
- 8.施設、備品等を破損または紛失した場合は、教師に届け出て、その部において弁償することを原則とする。
- 9.貴重品の管理は各部で行い、部室内には置かないこと。
- 10.以上の使用規定に違反した部は、部室の使用が厳しく制限されることがある。

## [第 4 章 校外生活]

校外生活も、自己を形成し社会性を養うという点で教育活動の重要な一部である。生徒の資格は校外においても同一であることを認識し、常に社会人として良識ある言動を心掛ける。

第 20 条 未成年者に法律で禁止されている場所、その他風紀上好ましくない所への出入、喫煙、飲酒、並びに交通規則違反、暴力等法律違反行為は厳禁とする。

第 21 条 外泊の際は保護者の承認を得るように努めること。

また、学割申請時には「旅行願い」、「海外旅行願い」には保護者の同意書が必要となるため学校指定用紙に記入し、担任に提出すること。

第 22 条 校外の生徒立ち入り規制は次の通りとする。

禁 止	ビリヤード・ダーツ・ゲームセンター ゲームコーナー・インターネットカフェ ライブハウス・クラブ・パチンコ店・居酒屋 等は立ち入り禁止
条 件 付 (保護者同伴)	ボーリング場・ゴルフ練習場 バッティングセンター・スキー場 カラオケボックス

※『静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例』に準ずる。

第 23 条 学校外の団体に加入したり、諸行事、会合に参加する場合、並びに部活動以外の対外試合に参加するときは、事前に HR 担任を通じ学校長に許可を届け出る。

第 24 条 外出の際は必ず身分証明書を携帯する。

第 25 条 宿泊を要する旅行、キャンプ等は保護者同伴を原則とする。

第 26 条 登山等危険をともし活動については、計画書を HR 担任に提出し、学校長の許可を得る。

第 27 条 アルバイトは、原則として禁止する。

第 28 条 下宿をする者は、下宿願を提出して許可を受けること。

第 29 条 校外で事故や不審者に遭遇した場合は、直ちに学校に届け出る。

第 30 条 自転車による通学は許可制とする。

第 31 条 運転免許の取得は原則禁止する。但し、止むえず取得を必要とする者は HR 担任に申し出て、学校長の許可を受けなければならない。

## [第 5 章 服装及び身なり]

服装及び身なりは常に質素・端正・清潔を旨とし、本校生徒としての品位を保つように心掛ける。

第 32 条 制服は本校の定めたものを着用する。制服については別に定める。

第 33 条 髪は、清潔さを保ち、着色・脱色や奇抜な髪形は禁止とする。

第 34 条 その他

- 1.化粧及び装身具(ピアス・カラーコンタクト等)などの華美な装いは原則禁止する。
- 2.鞄は本校指定のものとする。サブバックの利用は認める。
- 3.通学靴・上履及び体育館シューズ、ソックスは本校指定のものを使用する。

## [第 6 章 欠席・欠課・遅刻・早退]

規則正しい生活を送り、健康に留意して欠席・遅刻・早退をできるだけ無くすように努める。

第 35 条 欠席、欠課、遅刻、早退をすることが予めわかっている場合は、当日の 8:30 までに欠席連絡システムを利用して、保護者が送信する。

また、当日の急な欠席・遅刻の場合には朝 8:30 までに事務室  
(TEL:055-924-1900/FAX:055-924-3303)に連絡すること。

遅刻した場合は、職員室にある「遅刻届け(入室許可書)」カードに記入し、検印を受ける。  
このカードを持参しないと、教室への入室はできない。

第 36 条 一週間以上欠席する場合は、医師の診断書、又は保護者の理由書を添えて、HR 担任に届け出る。

## [第 7 章 非常時]

第 37 条 学校又はその付近に非常事態が発生した場合は教師の指示に従う。

第 38 条 放課後、学校またはその付近に変事があった際には、すみやかに教師に報告し、指示を受ける。

第 39 条 地震発生および東海地震注意情報、予知情報発令の際には、「災害時の生徒行動心得」に従い身の安全を守る。

## [第8章 諸届手続等]

### 第40条 証明書等の発行

- 1.成績証明書、卒業見込み証明書、在学証明書、調査書を必要とする場合は証明書発行願をHR担任に提出する。
2. 通学証明書を必要とする場合は、事務室に申し込む。

第41条 諸届願については、所定の用紙を使い、HR担任に提出する。

## [第9章 その他]

第42条 生徒心得に定められていない事項については、教師の指導、助言に従う。

第43条 インターネット（SNS）の使用にあたっては『静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例』及び『暁秀メディアポリシー』などに準じ、ルールを守ること。

また、犯罪行為や誹謗中傷などがあった場合は、厳しい指導または厳しい対処を行う。

[校内のごみ処理について]

ゴミは原則として持ち帰ること。

## 制服着用規定

### 1.制服

制服を正しく着用すること。

制服の組合せは自由。ただしブレザー着用の場合は必ずネクタイ・リボンを着用すること。

式典（入学式・卒業式・創立記念式典など）はブレザー着用。

1 学期始業式・2 学期終業式・3 学期始業式・終業式はブレザー着用。

1 学期終業式・2 学期始業式はその限りではない。

### 2.防寒着

※防寒コートは学校指定とする。

※防寒コートの着用期間は原則として12月初めから3月末迄とする。

※許可期間外に特に必要とする場合は異装願いを出し許可を得る。

### 3.その他

※ 革靴と靴下は指定のものとする。

※ 通学靴は指定のものとする。サブバック(華美でないもの)の使用可。

※ 制服は加工をしてはならない。(加工した場合は買い直すこと)

※ 所定の服装ができないときは必ず異装許可を受ける。